

役員等職務権限規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会（以下「この法人」という。）における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(理事長)

第2条 理事長は、この法人の業務を統括し、業務執行の最高責任者としてこの法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事長の職務権限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること
- (2) 予算の原案を作成すること
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること
- (4) 理事会、評議員会及びその他重要な会議に関すること
- (5) 定款、規程等の制定、改廃につき、理事会及び評議員会への提案に関すること
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること
- (7) 組織及び権限の委任に関すること
- (8) 人事制度及び給与制度に関すること
- (9) 職員の任免、休職、復職及び異動等に関すること
(「重要な役割を担う職員」に該当する理事会決議事項は除く)
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること
- (11) 休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること
- (12) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること
- (13) 役員の出張及び職員の国外出張に関すること
- (14) 重要な契約の締結に関すること
- (15) 建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること
(日常的に消費する物品購入、施設設備の保守管理、物品の修理等の軽微な契約であり、100万円以上1,000万円未満のもの)
- (16) 緊急を要する物品の購入に関すること
(災害、故障、保守管理関係のものに該当し、100万円以上1,000万円未満のもの)
- (17) 基本財産以外の固定資産の取得、賃貸借及び処分に関すること
(「重要な財産の処分及び譲受け」に該当する理事会決議事項を除くとともに、100万円以上1,000万円未満のもの)
- (18) 重要な業務の委託又は受託に関すること
- (19) 取引金融機関の決定又は変更に関すること
- (20) 事業資金の借入（短期）又は返済に係る契約で予算の範囲内のものに関すること
(「多額の借財」に該当する理事会決議事項を除く)

- (21) 予備費の使用に関する事
 - (22) 予算の流用に関する事
 - (23) 債権の免除・効力の変更に関する事
 - (24) 介護報酬、自立支援給付費、運営費、措置費等の収入に関する事
 - (25) 訴訟行為・損害賠償等に関する事
 - (26) 労働契約に関する事
 - (27) 登記に関する事
 - (28) 寄附金の受入に関する事
 - (29) その他法人の重要事項に関する事
- (施設長)

第3条 施設長は、理事長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 入所者及び利用者の日常の処遇に関する事
 - (2) 入所者及び利用者の預り金等の日常の管理に関する事
 - (3) 所属職員の休暇、欠勤及び職務免除等に関する事
 - (4) 所属職員の時間外勤務命令及び旅行命令に関する事
 - (5) 所属職員の健康診断の実施に関する事
 - (6) 所属職員の研修に関する事
 - (7) 薬品、給食材料の処分に関する事
 - (8) 自動車の運行管理に関する事
 - (9) 日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入に関する事
 - (10) 緊急を要する物品の購入に関する事
- (災害、故障、保守管理関係に該当し、100万円未満のもの)
- (11) その他所掌事務のうち軽易な事務に関する事
- (次長)

第4条 次長は、施設長の命に従い、次の職務を行う。

- (1) 施設長の補佐
 - (2) 施設の管理運営事務全般に関する事
 - (3) 施設事業の総合調整に関する事
 - (4) 所掌する業務を掌理し、所属職員の指揮監督
 - (5) 渉外に関する事
- (部長び所長)

第5条 部長び所長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関する事
 - (2) 所属職員に対する業務上の指導及び監督に関する事
 - (3) その他所掌事務のうち軽易な事務に関する事
- (課長及)

第6条 課長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関する処理計画の立案及び実施に関する事
- (2) 部長等の命により、分掌する業務を処理すること
- (3) 所属課員の休暇及び欠勤の承認に関する事

(4) 所属課員の事務分担に関すること

(5) 所属課員に対する業務上の指導及び監督に関すること

(変更)

第7条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。